

## 令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和4年8月8日（月） 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 10名

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 鈴木 有光 委員  | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員  |
| 4. 浅海 博行 委員  | 5. 川村 誠司 委員  | 6. 石原 和弘 委員  |
| 7. 板橋 睦男 委員  | 8. 熊谷 弘和 委員  | 10. 山田 芳裕 委員 |
| 11. 石井 正美 委員 |              |              |

欠席委員 1名

9. 時田 將 委員

### 農地利用最適化推進委員

出席委員 4名

- |          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 大野 辰夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 大山 貴 委員 |
| 飯田 展久 委員 |          |         |

欠席委員 1名

- 濱田 光一 委員

### 3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局 長 小松崎 佳之

事務局次長 小川 史江

主 査 補 山田 亮

### 4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	15件
議案第4号 鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更（追加指定）に係る意見について	3件
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	2件
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について	1件
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について	3件

### 5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は4名です。定足

数に達しておりますので、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

5番、川村 誠司委員、

6番、石原 和弘委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は3班です。

川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長 議長

浅海 議長 5番、川村誠司班長

山田 班長 3班の現地調査の報告をいたします。

8月1日正午に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、時田会長職務代理人、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第4条の規定による許可申請について2件、農地法第5条の規定による許可申請について15件、鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更(追加指定)に係る意見について3件の計21件です。

3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

本申請は、譲受人が持分3分の2、譲渡人が持分3分の1で共有となっていたところを、農業経営の継続を目的として、譲受人が譲渡人の持分を贈与により取得しようとするものです。

申請地は、畑2筆、合計面積5, 234平方メートルです。

営農計画は、ウメおよびダイコンの栽培を行います。

譲受人の取得後の経営面積は、持分移転のため0.5ヘクタール以上と変わりなく、年間の従事日数は150日で、専農従事者数は2名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

浅海 議長 6番、石原和弘委員

石原 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑2筆、合計面積5, 234平方メートルの普通畑及び樹園地として耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、譲受人に対し、引き続き農地として適正に耕作するよう伝えました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1で

ございます。

申請地は、畑1筆、面積1,621平方メートルです。

転用計画は、貸駐車場用地です。

申請理由は、申請地に隣接する介護老人施設事業者より、事業拡大に伴う来客数の増加に対応するため、駐車場設置の要望があったことを受けて、新たな貸駐車場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。  
周辺農地への被害防除につきましては、雨水は前面道路の既設U字溝へ放流するとともに、周囲をブロック1から3段積みで囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径1キロメートル以内に鉄道駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。

代替性につきましては、事業所に近接しており利便性が高く、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。  
資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

浅海 議長 8番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

8月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積1,621平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地は前面道路に比べて高く、また全体をアスファルト舗装する計画であることから、雨水が道路に流出する可能性について確認したところ、傾斜を出来るだけなだらかにすることで急激な雨水の流出を抑えるとのことでしたが、大雨の際に道路が冠水する可能性が考えられることから、浸透柵の設置などの追加対策を推奨したところ、使用開始後、必要に応じて検討するとの回答でした。

次に、申請地奥に残る農地への接道について確認したところ、駐車場の借主との間で、申請地内の通路を通作路と兼用とする旨の誓約書を交わす

予定との回答だったので、今後も通作の支障となる利用は行わないよう伝えました。

次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

最後に、道路河川管理課、道路河川整備課及び開発指導室から提出された意見書を渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積372平方メートルです。

転用計画は、貸車両置場用地です。

申請理由は、申請人は鎌ヶ谷市内にて貸駐車場を整備し、タクシー事業者に車両置場として賃貸していましたが、申請人の都合により返却を求められることとなり、代替施設として新たに貸車両置場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、整地後、一部砂利敷きによる自然浸透とするとともに、周囲をコンクリートブロック2

段積みで囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径1キロメートル以内に鉄道駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、既存の貸車両置場から近く移転に労力を要しないこと、営業の中心となる東武野田線六実駅からアクセスが良いことから、代替えがきかないものと思われまます。

資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、申請地は一部コンクリート敷きとなっていました。

これは、申請人の親が過去に許可を取らずに貸駐車場としていたため、違反転用に該当することから、今後は農地法を遵守する旨の始末書を提出させました。以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

浅海 議長 8番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

8月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積372平方メートルの、違反転用による現況雑種地です。

転用計画及び申請理由は、事務局説明のとおりです。

審査会において、敷地内にかなりの高低差があることから、利用に支障はないか確認したところ、関係者以外は利用しないため、特に問題はないとの回答でした。

次に、申請地内に流れる水路に塩ビ管を置き、その上を舗装して通路とする計画について、強度に問題はないか確認したところ、隣地も同様に施工されており、支障をきたしていないことから、問題はないとの回答でした。

次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用を開始してから6か月後に転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

最後に、道路河川管理課、道路河川整備課及び開発指導室から提出された意見書を渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議

の程よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積6,510平方メートルです。

転用計画は、所有権移転によるテニスコート用地です。

申請理由は、譲受人は不動産業を営んでいますが、新規事業としてテニスコートの新設及び運営を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内のテニスコート以外のスペースは転圧のみとすることで自然浸透させるとともに、コンクリートブロック2段積みで周囲を囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。

代替性につきましては、人口集中エリアからのアクセスが良く、かつ計画に適した広さであり、他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

浅海 議長 6番、石原和弘委員

石原 委員 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

8月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積6,510平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、出入口の侵入防止対策について確認したところ、当面は施錠等行わず、三角コーンにコーンバーを渡すことで対応したいとの回答でした。

次に、出入口の見通しが悪く、危険を伴うことから、安全対策の強化を推奨したところ、カーブミラーの設置を検討するとの回答でした。

次に、夜間の照明や騒音などに対する要望があった際は、地域との調和を第一に考え、農業に配慮した対応を行うよう伝えました。

次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

次に、道路河川管理課、道路河川整備課及び開発指導室から提出された意見書を渡しました。

最後に、本件は千葉県農業会議が実施する常設審議委員会への諮問案件であることから、同会議に向けた準備、調整に関しても、引き続き協力するよう伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご

異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でございませぬ。

申請地は、畑1筆、面積2,389平方メートルの内、329平方メートルです。

転用計画は、賃貸借による車両置場用地です。

申請理由は、譲受人は自動車修理業を営んでいますが、事業拡大に伴い、既存の施設では手狭となったことから、新たな車両置場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われませぬ。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、整地後、砂利敷きによる自然浸透とするとともに、周囲をコンクリートブロック2から5段積みで囲うことで土砂等の流出抑制を図りませぬ。

農地区分につきましては、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地に該当しませぬ。

代替性につきましては、事業所に近接しており利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われませぬ。

資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認してございませぬ。

関係法令につきましては、ございませぬ。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われませぬ。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めませぬ。

石原 委員 議長

浅海 議長 6番、石原和弘委員

石原 委員 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

8月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積2,389平方メートルの内、329平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、盛土の実施の有無について確認したところ、実施するとの回答であったことから、事業計画書にその旨記載した上で、総会までに差し替えるよう指示し、本日、修正されたことを確認しました。

次に、来客用のスペースを、トラロープなどで分けするか確認したところ、実施しないとの回答でした。

次に、譲渡人は、残地の農地については引き続き適切に耕作するよう伝えました。

次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

最後に、道路河川管理課、道路河川整備課及び開発指導室から提出された意見書を渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第3号農地法第5号の規定による許可申請について、審議番号3を議題といたしますが、審議番号3から審議番号14までを議案の内容により一括審議としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、審議番号3から審議番号14までを一括審議といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補  
浅海 議長  
山田主査補

議長

山田主査補

議案書の5ページから9ページまでをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3から審議番号14までは関連していますので、一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号3が、田1筆、面積11平方メートル、審議番号4が、田6筆、合計面積986.14平方メートル、審議番号5が、田3筆、合計面積699平方メートル、審議番号6が、田1筆、面積661平方メートル、審議番号7が、田2筆、合計面積620平方メートル、審議番号8が、田1筆、面積158平方メートル、審議番号9が、田1筆、面積218平方メートル、審議番号10が、田1筆、面積214平方メートル、審議番号11が、田1筆、面積588平方メートル、審議番号12が、田2筆、合計面積363平方メートル、審議番号13が、田1筆、面積809平方メートル、審議番号14が、畑1筆及び田2筆、合計面積330平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による特別養護老人ホーム用地です。

申請理由は、譲受人は社会福祉事業を営んでおり、令和3年より近隣地で既に特別養護老人ホームを運営していますが、さらなる事業の拡大を目的として新たな施設を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に設置した雨水桝から貯留槽へ集水し、流末は雨水最終桝を通して大津川へ放流するとともに、周囲に3から5段積みブロックフェンスを設置し、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。

代替性につきましては、隣接地にて既に特別養護老人ホームを運営していることから、効率的な運営が期待でき、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金、県補助金、福祉医療機構借入金及び金融機関からの借入金で賄い、金融機関の残高証明書、県補助金内示通知書、福祉貸付資金借入申込書及び融資見込証明依頼書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

浅海 議長 8番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3から審議番号14までは関連していますので一括して調査報告をいたします。

8月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

審議番号3は、田1筆、面積11平方メートル、審議番号4は、田6筆、合計面積986.14平方メートル、審議番号5は、田3筆、合計面積699平方メートル、審議番号6は、田1筆、面積661平方メートル、審議番号7は、田2筆、合計面積620平方メートル、審議番号8は、田1筆、面積158平方メートル、審議番号9は、田1筆、面積218平方メートル、審議番号10は、田1筆、面積214平方メートル、審議番号11は、田1筆、面積588平方メートル、審議番号12は、田2筆、合計面積363平方メートル、審議番号13は、田1筆、面積809平方メートル、審議番号14は、田2筆および畑1筆、合計面積330平方メートルで、合計23筆、面積5,657.14平方メートルの、荒廃及び休耕農地です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地内にある遊歩道の通行止めを行うか確認したところ、遊歩道は現在の形状で利用する予定であり、工事中も通常どおり通行可能との回答でした。

次に、土地の造成などの計画に変更が生じた場合は事前に相談するよう指導しました。

次に、隣には公民館があり、人が多く出入りする場所であることから、工事期間中はもとより、施工後も十分注意するよう伝えました。

次に、許可後は速やかに着工し、許可後3か月目、及び、その後1年ごとに工事進捗状況報告書を、完了後は工事完了報告書を提出するとともに、転用事実確認証明願を提出の上、地目変更するよう指導しました。

最後に、本件は千葉県農業会議が実施する常設審議委員会への諮問案件であることから、同会議に向けた準備、調整に関しても、引き続き協力するよう伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号3から審議番号14について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号3から審議番号14は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議番号15を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の10ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号15でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積818平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は建設業を営んでいますが、既存の資材置場が手狭となったことから、新たに資材置場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、転圧後、砕石敷きによる自然浸透とするとともに、周囲を鉄板及びコンクリートブロック1段積みで囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。

代替性につきましては、事業所及び既存の資材置場とアクセスが良いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金及び賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

浅海 議長 6番、石原和弘委員

石原 委員 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号15を報告いたします。

8月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積818平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、進入路が狭いことから、車両の出入りに支障はないか確認したところ、車両の大きさから問題はないと考えているとの回答でした。

次に、市内道路の多くは大型車の通行が規制されており、警察との調整が必要と伝えたところ、実際は大型車ではなく4トントラックなど中型車で通行するとの回答であったことから、申請書類で「大型車」と記載されている箇所を「中型車」とした上で、総会までに差し替えるよう指示し、本日、修正されたことを確認しました。

次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用を開始してから6か月後に転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

最後に、道路河川管理課、道路河川整備課及び開発指導室から提出された意見書を渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号15について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号15は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第4号鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更(追加指定)に係る意見について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1から審議番号3までを議案の内容により一括審議としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、審議番号 1 から審議番号 3 までを一括審議といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の 1 1 ページをご覧ください。

議案第 4 号鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更（追加指定）に係る意見について、審議番号 1 から審議番号 3 までを一括してご説明いたします。

本件は、鎌ヶ谷市生産緑地地区事務取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により生産緑地地区の追加指定の申出があった農地について、同要綱同条第 2 項に基づき、鎌ヶ谷市長より意見を求められたものです。

追加指定の要件は、生産緑地法第 3 条第 1 項に掲げる条件に該当する農地等であり、かつ、生産緑地地区の追加指定に関し、農地等利害関係人の同意が得られたものであること、生産緑地地区の追加指定の日以後、市長が別に定める期間、農業経営を継続することが見込まれる農地等であること、面積が 3 0 0 平方メートル以上の規模の区域であること、とされています。

本案件は、以上の要件をいずれも満たしていることを関係書類等により確認しています。以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

浅海 議長 8 番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第 4 号鎌ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更（追加指定）に係る意見について、審議番号 1 から審議番号 3 までを一括して報告します。

申請地は、審議番号 1 は、畑 1 筆、面積 1, 3 3 3 平方メートルの普通畑、審議番号 2 は、畑 1 筆、面積 4 9 5 平方メートルの普通畑、審議番号 3 は、畑 2 筆、合計面積 1, 8 4 7 平方メートルの内、1, 2 8 5. 3 6 平方メートルの普通畑及び樹園地で、いずれも適切に管理されていました。

また、事務局説明のとおり、申請要件を満たしていることから、問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1から審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号1から審議番号3は可決されました。

浅海 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告願います。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の12ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について2件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書13ページから14ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について3件の合計4件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時50分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 4年 9月 9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石原 和弘